平成２１年（フ）第１６１号
山口県宇部市大字際波961番地１
債務者　藤村　哲雄
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４０９号
香川県高松市本町１番11号　ローズガーデン101号室
債務者　島袋江梨香
１　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４３１号
香川県高松市川島東町1273番地
債務者　髙嶋　謙二
１　決定年月日時　平成21年10月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４３３号
香川県高松市鹿角町857番地　市住３―102
債務者　井上　聖子
１　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１４２号
北海道岩見沢市日の出南２丁目３番11号
債務者　小野寺誠治
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１８１号
北海道岩見沢市駒園２丁目１番17号　第１コーポ輝５号室
債務者　青木　茂実
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１８２号
北海道岩見沢市栄町６丁目８番２号
債務者　岩間　信幸
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１８３号
北海道岩見沢市栄町６丁目８番２号
債務者　岩間　禮子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１９２号
北海道空知郡南幌町西町１丁目７番９号
債務者　濱　　修二
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１９５号
北海道空知郡南幌町稲穂１丁目３番６号
債務者　熊倉　智美
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１９９号
北海道美唄市西５条南３丁目２番12号
債務者　上野　直樹
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２０１号
北海道岩見沢市北４条西６丁目２番10号
債務者　高橋　正道
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２０８号
北海道岩見沢市４条東13丁目１番地５　めぐみハイツ１号室
債務者　渡邊美弥子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１１０号
新潟県上越市中門前１丁目２番25号
債務者　上石　茂子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１１５号
新潟県上越市鴨島２丁目１番14号
債務者　安住　重幸
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１１６号
新潟県上越市鴨島２丁目１番14号
債務者　安住　里加
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１２１号
新潟県上越市大字上源入397番地３
債務者　宮腰　孝子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１２７号
新潟県上越市本町５丁目３番29号　ディセントハウス501号
債務者　福原　　勇
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
新潟地方裁判所高田支部